

令和7年度事業計画

I はじめに

長野県建築士会が公益法人に移行して7年目となります。

この間、会員数は減少の一途をたどり、足掛け4年に及ぶコロナ禍での活動自粛もあり、当会のあり方を根本的に見直す必要があることは、すべての会員の共通認識です。

そこで、本年2月に「役に立ちためになる建築士会」をテーマに開催された「建築士フォーラム 2024in 諏訪」において出された意見も反映して、本年度の事業計画を策定します。

II 「建築士フォーラム 2024in 諏訪」で出された意見

1 建築士会の現状と課題

- ① 会員が減少。特に若手会員が少ない。
- ② 広報不足で会の存在や活動が周知されていない。
- ③ 会費の使い方が会員に分かりにくい。

2 課題を解決するための方向性

- ① 建築士会に入会するメリットを明確にするとともに、現在建築士に特化している会員の窓口を広げる。
- ② 広報活動を強化し、建築士会とその活動を分かりやすく情報発信し、会の社会的地位を向上させる。

- ③ 活動の基本である支部活動の活性化に資するような会費の使い方を進める。

3 具体的な提案

- ① 過去に実施していた免許交付式等の会員増強策の再検討や、会員限定情報の提供を行う。
準会員制度の見直しや、お試し入会制度の検討を行う
- ② 広報委員会を設置し、専門家との協働により SNS やメルマガ等を活用した広報活動を行う。
- ③ 支部と本会の役割を明確化し、会費の使い方の透明化、適正化を図る。

III 事業計画への反映

グループディスカッションの中で、本会に入会したメリットとして、人とのつながりや業種を超えての交流を挙げる方が大勢おり、自ら積極的に活動することで会を活用する姿勢の大切さも指摘されました。

そうした方向性を活かしつつ、具体的な提案を喫緊に実現すべきものと考え、本年度以下の3点を実施します。

- ① 会員のスキルアップ向上につながる活動や、交流の機会を増やして会の魅力を高めるとともに、準会員の要件の見直し、サポート会員といった新たなカテゴリーの新設等を行い、入会の窓口を広げます。
- ② 建築士会の発信力を高め、社会的地位の

向上を目指して、広報委員会（仮称）を設立し、SNS やメルマガ等を活用した広報活動やホームページの改修を行い、併せて会員限定情報の提供を検討します。

- ③ 会計の健全化を目指しつつ、支部負担経費の見直しを行い、支部で活用できる会費を増やします。

IV 具体的な事業の計画

事業計画の策定に当たっては、当会の定款に定める「目的」と「事業」、さらには公益社団法人として推進すべき事業を基に、その実施年度における社会情勢等を背景として具体の事業を組み立てます。改めて、公益社団法人としての事業を明確にしつつ、具体的な事業を示します。

提示にあたっては、定款第5条に規定する事業区分を基に、その事業の必要性と位置づけを明確にしたうえで、具体の事業とその事業を担当する委員会を示すこととします。

また、委員会は当会の目的を達成するための事業を具体的に実施する実行組織であるとともに、事業計画に示して事業を具体的に運営するための計画を理事会に提案するための論議を行う組織であることを委員会内で共有することとします。なお、建築士試験等の受託業務等の一部の事業を除き、当会が実施する多くの事業は、関係する委員会をはじめ、支部を含めた当会全体で取り組みます。

以上の基本的な事業計画提案の考え方に基づき、以下に、定款第5条に規定する事業区分ごとに事業計画を示します。

1 建築士の資質向上のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 講習会・研修会受託業務

建築士法などの関連法令に基づき受講が義務付けられている次の講習事業を、国土交通大臣から講習登録機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センター及び公益社団法人日本建築士会連合会からの受託により当会が実施します。

また、建築技術、知識の向上を目的に行われる講習・研修に関して、建築士会連合会等の関係団体からの要請があった場合は、その内容を委員会等において確認したうえで実施します。

① 建築士定期講習業務（法定講習会）

一般社団法人長野県建築士事務所協会と開催時期、回数を協議し、年度内に3回実施します。

なお、実施主体である公益財団法人建築技術教育普及センターにおいて、本年度から講師による対面方式での講習を行わず、すべてDVDによる講習に切り替えるとの方針が示されたので、当会においてもDVDによる講習のみ行います。

[担当：事業委員会]

② 既存住宅状況調査技術者講習業務（法定講習会）

これまでの受講状況とオンライン受講への移行を勘案して、すべてオンライン講習で実施します。

更新者の減少対策として、更新者に対して個別通知を行い、スキルアップ研修会を実施します。

消費者との窓口になる宅建業者との共同講習会及び交流会を開催します。

[担当：事業委員会]

③ 木活協からの省エネ関連講習会

国からの受託機関である「木を活かす建築推進協議会」からの再委託による、建築物の省エネ関係講習会について、事業が行われる場合は、会員以外も含めて講習会を運営します。

[担当：事業委員会]

(2) 当会が主体的に行う講習会・研修会事業

建築士の資質向上を目的に、近年の建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法の改定に的確に対応し、業務の適正な実施が担保されるよう、当会独自の講習、研修を企画・運営します。なお、本事業は公益事業として、会員のみならず広く会員以外の建築士も対象として実施します。

こうした講習会の講師には、講習内容に応じて、身近な会員を講師に据え、より身近で実践的な講義内容も企画します。

なお、インスペクション研究会については、平成30年の設立当初は調査者のサポート機関としての役割を果たしてきたが、近年では調査経験者の増加によりサポートの必要性が乏しくなったうえ、調査数の低迷も相まって、研究会としては解散し、事業委員会等への引継ぎを検討します。

① 伝統的構法建築物改修総合実務講習会

伝統的構法建築物改修総合実務講習会の講習資料を取りまとめ、教本を編纂します。また、県林務部と連携して、林業の現状や県産材活用等の木造に着目した講習会を実施します。

[担当：建築活動委員会]

② 建学会

会員の作品をはじめ、先進的な作品を対象として見学を行う、「建学会」を開催します。

[担当：建築活動委員会]

③ 部会活動の充実

部会活動をサポートし会員への周知、内容の充実を図ります。

[担当：建築活動委員会]

④ ヘリテージマネージャースキルアップ講習・講座の開催、受託事業の実施

歴史的建造物の維持・保全をはじめ、それらを活かしたまちづくりを進めるために、ヘリテージマネージャーのスキルアップ講習・講習や修理現場の見学会を開催するとともに、歴史的建造物の調査等、県、市町村からの受託事業を実施します。また、建築士会連合会の全国ネットワークに参画して、情報共有を図ります。

[担当：ヘリテージマネージャー協議会]

⑤ 新規住宅相談員養成講習会

空き家相談を含む住宅相談員の不足、高齢化への対応として、講習会を実施します。特に空き家相談にはインスペクションに係る相談も想定したスキルアップセミナーの開催を検討します。

また、弁護士や行政書士を講師として多方面からの講習会を実施します。

[担当：事業委員会]

⑥ 被災建築物応急危険度判定講習会

地震等により被災した建築物の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するために、被災建築物応急危険度判定士を養成する講習会を県との共催で実施します。また、応急危険度判定作業をコーディネートするコーディネーター養成講習が行われる場合は、長野県と共催して開催します。

[担当：防災委員会]

⑦ 住家被害度認定調査講習会

災害後における市町村が行う罹災証明発行のための住家被害認定調査は、震災時には市町村職員のみでは対応が困難となるため、建築技術者としての応援体制

の確立も視野に入れて、調査方法を修得するための会員向け講習会を実施するとともに、自治体職員向け講習会にも要請に基づき講師を派遣します。

[担当：防災委員会]

- ⑧ 被災建築物応急危険度判定活動を避難所の判定を含めた実際の派遣要請段階からの判定の実動訓練として実施し、判定士の判定活動のスキルアップと、支部（ブロック）間の支援体制の構築に向けた検討の機会とします。

[担当：防災委員会]

- ⑨ 建築士法第 22 条の 4 の 5 の規定に基づく研修

建築士法第 22 条の 4 の 5 に定められた研修を含め、建築士の建築技術の高度化、複雑化に対応して、建築士会連合会をはじめ、建築関係団体との連携、協働により実施します。

[担当：建築活動委員会]

- ⑩ 改正建築基準法等に関する講習

2025 年 4 月施行の改正建築物省エネ法及び建築基準法に対応して、関係法令に関する知識向上のための講習会を実施します。

また、支部が行う同様の講習会に講師を派遣する等の支援を行います。

[担当：事業委員会]

(3) 長野県建築文化賞の実施

建築設計技術や施工技術の向上と長野県の建築文化の発展を目的に、新築建築物はもとより、既存ストックの活用を含めた作品を募集し、最優秀賞の長野県知事賞の授与をはじめとした優秀な作品を有識者の審査により選定・表彰を行います。

なお、本事業は隔年で実施しており、募集、審査を令和 8 年度に行います。

[担当：建築活動委員会]

2 建築士業務の進歩改善及び推進のために必要な事業 [公益的事業]

(1) 建築士サポート事業の実施

2025 年 4 月施行の改正建築物省エネ法及び建築基準法に基づく建築確認申請等の円滑化のために、令和 6 年度から国土交通省が実施している「建築士サポート事業」を引続き建築防災協会から受託して実施します。

[担当：法改正対応部会]

(2) 継続能力開発（CPD）制度の運営

建築士が自ら専門家としての知識、技能の維持向上を図ることにより、質の高い建築物の提供に資するため、様々な研修会等の受講や社会貢献活動を行うことで単位を付与し、消費者に研修実績を提示することを目的に、事業ごとに建築士を含む全ての建築技術者の育成を目的とした CPD 制度を適正に運営し、建築技術者の育成を図り、安全・安心な建築安全性向上や品質確保による県民の利益の擁護及び増進を図ります。

なお、本制度が公共工事等における入札制度の加点要件となっていることに加え、CPD 制度が経営事項審査における加点事項となることから、認定事務の一層の適正な運営を行うこととします。

[担当：建築活動委員会]

(3) 建築士の職能、専門分野を共有する活動

建築士個々が持つ職能、あるいは専門分野における特化した知識、技能又は経験を、会員をはじめ建築士全体で共有できる場を設け、世代間、分野を超えた交流を行うことによって、建築士としてのスキルをアップさせるとともに、建築士業務の社会的地位を高めます。

また、こうした機会を捉えて会員増強や組織の活性化を図ります。

[担当：建築活動委員会]

- (4) 建築に関する制度、課題等の調査・研究
建築士の職能を活かして、建築に関する情勢変化や社会からの要請にも応えて、建築に関する様々な分野の集合体でもある当会の組織力も動員して、主体的な調査・研究に取り組みます。

① まちづくり等の調査・研究活動

地域におけるまちづくりや既存ストックの活用等をはじめとした課題に対応した調査・研究を実施します。

[担当：建築活動委員会・支部]

(5) 建築士フォーラムの企画・運営

令和8年度に中信ブロック内で開催予定。

[担当：業務執行理事会（TF）及び総務部会]

3 建築士制度の維持及び発展のために必要な事業【公益的事業】

(1) 建築士試験業務

建築士の資格団体として、一級・二級・木造建築士の試験に関する業務を国土交通大臣及び都道府県知事の指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターから受託して実施します。新型コロナウイルスに対応して、申し込み受付は普及センターによる受付となりましたが、試験運営は引き続き本会が実施することとなるため、適正な試験運営に努めます。

[担当：事業委員会]

(2) 建築士の登録・閲覧業務

建築士試験に合格した者の建築士名簿への登録をはじめとした建築士登録業務と消費者への建築士の資格の有無、処分の有無、定期講習の履歴事項等の閲覧業務を、二級・木造建築士については長野県知事から登録機関の指定を受け、一級建築士については国土交通大臣の中央指定機関であ

る公益社団法人日本建築士会連合会から受託して実施します。

なお、令和2年3月からの建築士試験制度の改正と、これに伴う免許登録事務の改正が行われ、実務経験審査を中心により厳格な審査が求められています。関係機関との協議の基に、登録事務のより適正で効率的な運用を図ります。

[担当：事業委員会]

(3) 専攻建築士の認定

建築士の免許取得後、必要な実務経験年数と責任のある立場での実務実績を有し、継続能力開発（CPD）制度による一定の履修単位登録を行った者を対象に審査し登録する専攻建築士制度の促進と申請者の認定を行います。

[担当：建築活動委員会]

(4) 建築士資格取得のための講習会の開催

建築士の資格取得を促進と会員増強の取り組みとも位置づけ、製図試験の課題の内容を確認し、県内の類似施設の見学を企画します。

[担当：青年・女性委員会]

(5) 建築士制度の普及活動の実施

以下の当会独自のイベントや情報発信を通して、建築士制度を普及するとともに、社会的な地位向上を図ります。また、それぞれのイベント、行事の実施過程において関わる県民等への建築士会及び建築士制度の普及・啓発を併せて実施するとともに、情報発信の方法や内容について、より効果的で充実した内容となるよう検討します。

① 信州環境 ECO コンテスト

これまでの実施結果を検証して、継続事業として信州環境 ECO コンテストを実施し

ます。

また、これまでのコンテストにおいて最優秀賞や優秀賞を受賞した作品の実現化を、県産材利用や建設労連、材料メーカー等との連携により検討します。

[担当：青年・女性委員会]

② 建築甲子園の実施

建築士会連合会が実施する「建築甲子園」を県内建築系学科のある高等学校に参加を促し、必要に応じてワークショップなどを実施します。

また、信州環境 ECO コンテストとの棲み分けをして、両事業についての今後の実施方針を論議します。

[担当：青年・女性委員会]

③ 会報「建築士ながの」の発刊

新たに発足する広報委員会（仮称）」において根本的な見直しを行います。

なお、各支部に通信員を配置して、支部からの情報収集を行います。

また、会報への賛助会員が行う講習会や商品発表などを掲載するなど、財源確保を含めた相乗効果が期待できる取り組みを進めます。

[担当：広報委員会]

④ ホームページの運営

広報委員会（仮）において根本的な見直しを行います。

[担当：広報委員会]

⑤ 新聞などの媒体を通して当会の活動、事業を積極的に情報発信します。

[各委員会、支部]

⑥ SNS やメルマガ等を活用した広報活動の実施

広報委員会において検討し、実施します。

[担当：広報委員会]

4 建築士の職能を活かした地域貢献のために必要な事業【公益的事業】

(1) 災害支援活動

気候変動に伴う自然災害は、地震災害に止まらず、また、場所を選ばず発生します。当会は、こうした災害に対応して、発災後の被災者への応急的措置やその後の復旧に向けた調査・相談を建築士としての職能を活かして取り組むとともに、平時においては、現状の災害支援の課題の把握と、その課題の克服に向けた検討と実際の体制等の整備を進めるとともに、災害に強い建築物やまちづくりを促進するため技術・知識の普及、提言活動と発災時に被災者の相談ニーズに応えることのできる相談員としてのスキルをアップするための会員向け研修を実施します。

また、一般県民の防災・減災意識の向上と普段からの防災対策を促進させるために「一般向け防災セミナー（仮称）」を開催します。

① 被災建築物応急危険度判定活動

平成 24 年 1 月 18 日、知事と当会との間で締結した「災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定」に基づき、震災時には県からの要請に基づき判定士への要請と派遣活動のコーディネートを行います。そのための平時からの連絡体制の整備及び訓練を実施します。

なお、令和 6 年元日発生の能登半島地震における判定支援活動の検証と長野県との意見交換において示された非会員に対する対応などの課題について、長野県との協議を進めるとともに、不足している判定士数の増加方策についても協議して具体化させます。

[担当：防災委員会、支部]

② 避難施設の応急危険度判定活動

震災時の避難所の判定活動の重要性を認識しつつ、支部ごとに山積する実際の判定活動の課題克服に向け、より実効性のある判定実施に向けた議論を引き続き支部間の情報共有を図りながら進めることとし、現在締結している支部と市町村との協定のあり方についても地域の実情に沿って検討していきます。

[担当：防災委員会、支部]

③ 災害時の被災者相談支援活動の実施

災害時における被災者支援の体制については、引き続き「長野県災害支援建築団体連絡会（事務局：一般社団法人長野県建築士事務所協会 建築関係 5 団体で構成）と知事との間で締結した「災害時における住宅相談の実施に関する協定」に基づき発災直後における被災者への相談支援を行います。

また、建築関係団体以外の被災者支援組織との協働に関して、内閣府が進める「災害ケースマネジメント」の取り組みに参画することを想定して必要な協議、協力を行います。

[担当：防災委員会]

(2) まちづくり支援活動

① 連合会のまちづくり部会との連携

建築士会連合会による活動と連携して、当会が主体となった地域におけるまちづくりを建築士の職能を活かして支援します。なお、連合会の各部会と当会との連携や情報共有のあり方について検討します。

[担当：建築活動委員会（主たる委員会）]

② まちづくりファシリテーターの養成

地域からの「まちづくりファシリテーター」派遣の要請に応ずるとともに、景観アドバイザーをはじめとした、まちづくりを進めるためのスキルをアップするための講習・研修を実施します。

[担当：建築活動委員会・事業委員会]

③ 地域との協働まちづくり活動

地域におけるまちづくりの課題を掘り起こすとともに、地域住民や行政と一体となったより良いまちづくりのための論議や行動に主体的に参画していきます。

特に支部での市町村関係部署との連携による地域課題への対応やまちづくりの提言活動を積極的に行い、地域での建築士会活動をPRしていきます。

[担当：建築活動委員会・事業委員会、支部]

④ まちづくり交流活動の推進

「関東甲信越ブロックまちづくり交流会」など他の単位建築士会をはじめ、建築関係団体との共催あるいは連携により、会員のまちづくりに関する見聞を広め、知識・技術力の向上を図り、加えて、参画した地域等のまちづくりへ貢献します。

[担当：建築活動委員会・事業委員会]

⑤ 地域貢献活動支援事業の推進

これまでの目的を継承して、より効果的に財源（地域貢献活動基金）を活用できるよう制度を運営します。

[担当：事業委員会、支部]

(3) 消費者（空き家）相談等の活動

① 空き家相談活動の実施

平成 27 年に創設した「長野県空き家対策支援協議会（事務局：本会）」及び平成 29 年度創設した「長野県建築相談連絡会（事務局：本会）」に主体的に関わり、消費者からの建築、住宅及び空き家に関する総合相談窓口として機能させます。

[担当：建築活動委員会、支部]

② 消費者相談活動の実施

空き家をはじめとした消費者からの相談に応えることのできる相談員を養成するなど、支部における消費者相談体制を構築し、本会とともに建築（空き家）相談会を定期開催します。

[担当：事業委員会、支部]

③ インспекション相談の実施

インспекション研究会の後継委員会
において実施する方向で検討します。

[担当：事業委員会]

(4) 行政等への支援・提言活動

① 行政機関の審議会委員等の選出

長野県及び市町村、あるいは関係団体からの建築士としての立場（職能）から要請のある審議会、審査会、委員会などへ本会会員を委員として積極的に参画します。また、市町村における同様の要請にも支部として積極的に関わることとします。

[担当：審議会等に参画する会員]

② 県住まいづくり推進協議会等への参画

長野県住まいづくり推進協議会（事務局：本会）、長野県空き家対策支援協議会（事務局：本会）及び長野県古民家再生協議会などの住まいづくりをはじめとした事業に積極的に参画するとともに、これらの組織内において関係団体との情報を共有します。

[事業ごとに関係する委員会など]

③ 当会が行う調査・研究、あるいは地域貢献活動を通して蓄積された様々な成果や課題を、県あるいは市町村の施策へ反映させるための提言を行います。

[担当：全委員会、支部]

5 会館の運営及び管理 [収益事業・一部公益的 事業]

長野県建築士会館の運営・管理に関する課題の検討を引き続き行いつつ、適正な維持管理と収益事業としての健全な会館運営を行います。なお、会館の在り方については、引き続き当会の収支改善に向けた論議と一体に論議を進めることとします。

なお、当会館を含む県庁周辺地区の再開発の計画に対して、専門的見地からの提案を行えるよう、組織としての検討を行います。

[担当：業務執行理事会]

(1) 耐震改修工事や他の大規模修繕費用とテナント確保などの総合的な収支について、より深く論議を行い、必要な会館修繕工事等会館存続の可否を含めたあり方を検討します。

(2) 当面は、会館の法定事項を含む点検の実施とその結果に基づく中長期的な維持保全計画を策定し、上記論議にも反映させます。

(3) 新たなテナントの確保は、上記の論議を踏まえつつ、テナント料のあり方についても同時に検討しつつ、会館の今後のあり方の論議過程であること等を提示して入居募集を進めます。

注)「一部公益的事業」とは、当会をはじめとして当会が公益的活動を実施していくための拠点となる施設として位置づけていることを意味する。

6 その他当会の目的を達成するために必要な 事業 [収益事業・一部公益的 事業]

(1) 組織、活動の活性化と健全財政の検討

① 当会の収支改善をはじめとして、中長期的な組織、活動のあり方について令和2年度から進めている論議を継続します。なお、これまでの論議を踏まえて、検討は業務執行理事会で行うこととし、実効性の高い施策の提案ができるよう論議を進めます。また、論議と並行して、現行の会員メリットの周知とともに、非会員を含めた建築士を対象として事業推進を図ることとする建築士法に定められた建築士会の存立趣旨に配慮しつつ、会員増強施策としてのメリットの創設・拡大を検討、実施していきます。

[担当：業務執行理事会(TF)]

② 会員増強施策の推進

新規会員の加入促進や退会の抑制施策は、会全体の課題として捉え、連合会や他の建築士会の取り組みの把握を行うとともに、新規加入者獲得のための方策の検討と現会員の潜在的な建築士会に対する意識を把握して、抜本的な課題を明確にしたうえで、具体的な施策を検討します。

また、準会員の要件の見直しや、サポート会員、お試し会員といった新たなカテゴリーの新設を行い、入会の窓口を広げます。

[担当：業務執行理事会(TF)・総務部会]

③ 建築士試験合格者への加入促進

令和2年度から建築士試験及び登録制度が改正されたこと、また、新型コロナウイルス感染防止対策から建築士免許証明者の郵送が主体となったことに伴い、当面、登録者には郵送時における建築士会加入の勧誘文書添付を行うこととしています。引き続き建築士試験合格者（建築士免許未登録者）への加入促進方法を検討します。

[担当：事業委員会]

(2) 建築士資格者団体の職能を活かした事業の実施

① 自治体等からの事業受託

建築士法を遵守したうえで、当会の持つ職能を活かして、国や地方公共団体からの事業を積極的に受託します。

[担当：関係委員会・関係協議会等]

(3) 建築関連書籍及び関連保険の販売事業

建築士の建築技術や知識等の補完や日常業務の遂行で必要となる建築関係書籍や各種様式の販売事業並びに建築士会連合会による各種保険のあっせんを行います。

[担当：本会及び支部事務局]

(4) 建築関係団体からの事務受託

一般社団法人長野県建築士事務所協会、旧長野県建築物防災協会及び一般財団法人長野県建築士活動センターから委託を受けた事務を適正に行います。

[担当：該当する支部事務局]

(5) 会員相互扶助活動

① 会員相互の親睦を図るためにゴルフ大会を担当支部の協力を経て実施します。

[担当：総務部会]

注)「一部公益的事業」とは、受託事業であっても単に収益のみを目的としたものではなく、事業の成果が地域に貢献できるものとして、公益的なものとして位置づけられることを意味する。

V 支部が実施を予定している事業

「佐久支部」：ウッドクラフト教室
防災マップの見直し

「上小支部」：法改正等に関する講習会

「埴科支部」：地域の建築物の見学会

「諏訪支部」：木工教室

鏝絵散策、まちブラ

「上伊那支部」：上伊那農業高校と協働の
公園木製ステージ整備

「飯伊支部」：まちづくり講演会

福祉施設補修・修繕ボランティア

「木曽支部」：木工体験会

「松筑支部」：景観シンポジウム

古民家活用セミナー

「安曇野支部」：安曇野建築塾

安曇野建築祭

「大北支部」：木造建築パトロール

「更級支部」：「建築士の日」PR事業

「中高支部」：学生との交流会

歴史的建造物視察

「飯水支部」：いいやま環境フェア

「ながの支部」：つきいちアーキセミナー

つちおと 300 号記念誌発行